

フロン類回収業者の皆さまへ



フロン回収業務

# 製造から20年を超えたポンベは 2年ごとの検査が必要です



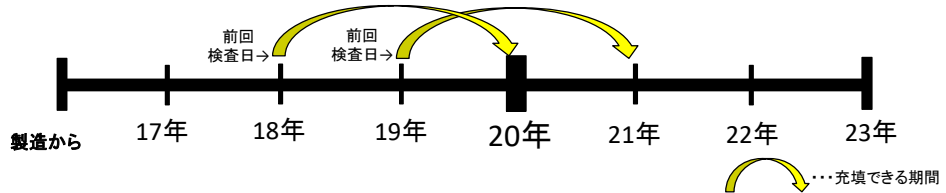
検査期限が切れたポンベへの充填は  
「**高圧ガス保安法違反**」です。

製造から20年を経過したポンベの注意点 ※2001年製造以前のポンベが対象です！

### <20年経過の考え方>

20年を経過した継ぎ目ありのポンベは、2年ごとの検査が必要です。  
20年経過後に充填する際は、遡って2年以内に検査を受けている必要があります。

遡って2年以内に検査を受けていますか？→「はい」…前回検査日から2年経過するまでは充填できます。  
→「いいえ」…検査を受けないと充填できません。



### <検査期限の確認方法>

<ステップ1> 継目の有無	<ステップ2> ポンベの種類	<検査期間>
継目あり	①TP3.0M以下かつV25以下	6年ごと
	②上記以外	5年ごと
	<b>①②で製造から20年経過</b>	<b>2年ごと</b>
継目なし		5年ごと

※検査期限の前月末までに検査を完了させてください。  
(例)検査期限が2020年3月の場合、2020年2月末までに検査を受ける

継目の有無

耐圧試験圧力 (Mpa)  
(3.0M、4.0M、5.0M)

製造年月または検査年月

製造年月：2006年8月  
検査期限：2012年8月



**ポンベが満タンになっていない場合には？**

→再検査を受ける場合は、**満タンになっていなくても**指定引取場所へ引き渡してください。